

令和6年度 菰野町職員採用試験を実施します

1. 募集職種・採用予定人数・資格基準

募集職種区分	採用予定人数	資格基準
一般事務職員 (障がい者対象を含む)	若干名	・高校卒業程度の学力を有する方 ・平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 【障がい者対象の方は下記の基準も必要となります】 ・各種手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている方、もしくはそれと同等と認められる診断書等の交付を受けている方 ※同等と認められる診断書等の詳細は、菰野町ホームページでご確認ください。 ・活字印刷文による採用試験の出題に対応できる方
保健師	若干名	・保健師の免許を有する方、または令和7年3月末日までに取得見込みの方 ・昭和60年4月2日以降に生まれた方
消防職員	若干名	・高校卒業程度の学力を有する方 ・平成10年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

[全職種共通資格基準＝日本国籍を有し、地方公務員法第16条に該当しない方]

2. 試験の日時、場所及び合格発表等

◆一次試験

- 日時：令和6年9月22日(日) 10時30分から
- 場所：菰野町役場本庁
- 試験内容：職務基礎力試験(全職種)、事務適性検査(一般事務職員、保健師)、専門試験(保健師)
- 合格発表：10月上旬に一次試験受験者全員に郵送で通知します。

◆二次試験

- 日時及び場所：一次試験合格通知の際に指定します。
- 試験内容(予定)：小論文、総合適性検査、面接、体力検査(消防職員)
- 合格発表：二次試験受験者全員に郵送で通知します。

3. 受験手続：電子申請(インターネットによる申込み)のみ

① 事前準備

- パソコン、スマートフォン(スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。)
※推奨環境については、菰野町ホームページ「行政案内」⇒「職員募集」⇒「令和6年度菰野町職員採用試験(一般事務・保健師・消防)について」をご覧ください。
- 本人のメールアドレス(ドメイン指定等の受信制限をしている場合は、@logoform.jpのメールを受信できるように設定してください。)
- 顔写真のデータ ※6ヵ月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真

② 申込手順

- (1) 菰野町ホームページ「行政案内」⇒「職員募集」⇒「令和6年度菰野町職員採用試験(一般事務・保健師・消防)について」内の「受験申込はこちら」から、もしくは右のQRコードを読み取り、申込サイトへ接続し、必要事項を入力の上「送信」してください。
- (2) (1)で入力したメールアドレスに届く受付完了メールを受信して、受験申込完了となります。
※受験票の発行及び送付はありません。受験番号は試験日当日の受付時にお伝えします。
※受付完了メールが届かない場合は、迷惑メールボックス等に入っている場合がありますのでご確認ください。

申込専用QR



③ 受付期間

7月1日(月)8時30分から7月21日(日)23時59分まで

4. 一次試験の出題分野

【職務基礎力試験】※全職種共通

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題 (60題)

【専門試験】※保健師のみ

公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論 (30題)

※試験問題内容に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

5. その他

- (1) 試験会場は菰野町役場が会場となります。
- (2) 保健師の受験希望者については、昼食休憩後に専門試験を引き続き行いますので、昼食の準備をお願いします。
- (3) 試験会場での昼食は可能ですが、弁当・パンの販売、湯茶等の用意はありません。
- (4) 持参品は、HBの鉛筆等の筆記具、よく消える消しゴムを用意してください。時計を持参する場合は、スマートウォッチ、計算機付き時計は避けてください。
- (5) 身体に障がいのある方で、車椅子等の使用など要望のある方は、事前に連絡してください。
- (6) 試験についての問い合わせは、菰野町役場総務課へお願いします。

6. 職員募集についてのお問い合わせ先 菰野町役場総務課 Tel.059-391-1100

〈参 考〉地方公務員法第16条〔欠格条項〕

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者